○最高裁判所規則第八号

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最高裁判所

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第四十四条第一項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第九号

国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最高裁判所

国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則の一部を改正する規則

国際刑事裁判所に対する協力の手続に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第九項」を「第十一条第十項」に、「第十一条第十項」を「第十一条第十一項」に、「第十一条第十一項」を「第十一条第十二項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第十号

逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最高裁判所

逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則

逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則（昭和二十八年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号及び第三号中「かかる」を「係る」に改め、同項第四号中「引渡の」を「引渡しの」に、「基いて」を「基づいて」に、「かかる」を「係る」に、「引渡を」を「引渡しを」に改め、同項第五号中「引渡の」を「引渡しの」に、「基かないで」を「基づかないで」に、「保障」を「保証」に改め、同項第六号中「引渡」を「引渡し」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人